

今月のトピックス

令和3年2月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《時間外・休日労働に関する協定届が新しくなります》

行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが行われ各書類について押印の廃止や電子申請の普及などオンライン化が推進されています。その施策の1つとして2021年4月から時間外・休日労働に関する協定届(以下、36協定)の様式が新しくなります。

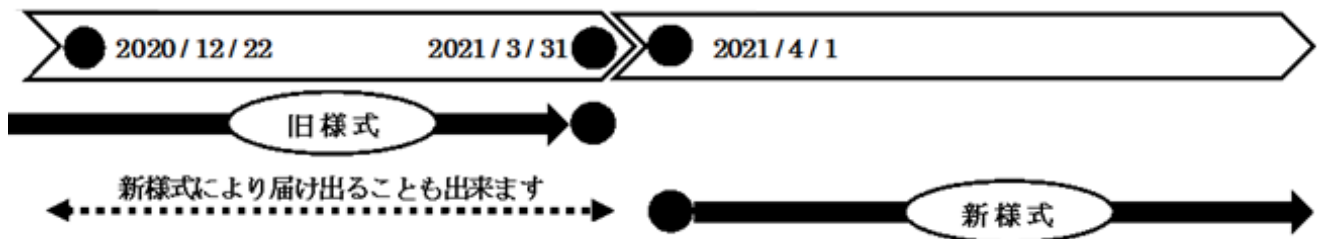
変更点① 36協定届における 押印・署名の廃止

労働基準監督署に届け出る36協定届について
使用者の押印及び署名が不要となります。
※記名はしていただく必要があります。

変更点② 36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

36協定の適正な締結に向けて、過半数代表者の
選考にあたっての留意事項を記載したチェック
ボックスが新設されます。

◇様式変更のスケジュール



※協定届は押印廃止にはなりますが従来通り労働者代表と合意の上で協定を締結し、協定書の作成は必要となります。協定書には署名・押印の上、会社で保管する必要があります。
※起算日が2021年4月以降でも提出が施行日前であれば旧様式を使用出来ます。

《中途採用比率の公表義務化がスタートします》

労働施策総合推進法が改正され2021年4月から直近3事業年度の中途採用比率の公表が義務化となります。対象となるのは常時使用する労働者(期間の定めのない労働者、もしくは過去1年以上引き続き雇用されている、又はその見込みのある労働者)が301人以上の企業(資本金に関する制限はありません)です。HP等で公表するほか(HPがない場合は不要)、求職者から求めがあった場合は採用比率を開示する必要があります。採用比率は以下の計算方法で算出します。

$$\text{中途採用比率} = \frac{\text{当該事業年度内で中途採用した正社員の人数}}{\text{当該事業年度内で採用した正社員の人数}}$$

同法にある高年齢・障害者雇用状況報告の様な役所への提出、報告はありません。また未公表・未開示による罰則もありませんが指導の対象となる場合があります。3事業年度分の公表が必要ですので早めに集計・準備をしておきましょう。

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。